

- 1 2) 公共施設管理者等同意書（占有許可、施工承認、排水同意等の申請を必要とする場合）
注）土木工事許可又は占有許可等が必要な場合は当該許可書の写しを添付すること。
同意書には同意内容を具体的に明示すること。
- 1 3) 土地所有者の承諾書
 - ・申請者と土地の所有者が異なる場合、土地所有者の実印及び印鑑証明書添付。
- 1 4) 土地及び建物の登記事項証明書
 - ・場合により隣接地もとること。なお、線引き時点の記載が無い場合は、土地閉鎖登記簿謄本もあわせて添付すること。【市規則第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号】
- 1 5) 申請者住民票（世帯全員分、法人の場合は法人登記簿謄本）
- 1 6) 建築理由書（建築物並びにその理由・使用に関する説明）
- 1 7) 土地・家屋不動産証明（野田市分：S 4 5 年度及び最新年度）
（旧関宿町分：S 6 0 年度及び最新年度）
第三者の交付請求には、委任状が必要となります。
- 1 8) 委任状
- 1 9) その他必要な図書等（下記の図書等を必要に応じて添付してください）
 - ・道路境界確定図
 - ・非農地証明書の写し。若しくは、申請書の写し（受付印のあるもの）
 - ・従前の建築確認通知書

注 は「法第 2 9 条許可申請書」の場合、追加添付すること。
は必要がある場合、添付すること。

- 2 申請書の記入注意事項等
 - ・予定建築物の用途等の欄には用途、建物面積、延べ面積、建ぺい率、容積率及び建築物の構造を記入すること。
 - ・「法第 2 9 条許可申請書」の開発区域の面積欄には、道路後退部分の面積も記入すること。
- 3 その他注意事項
 - ・申請時の不動産証明に記載されている建築物については、現況平面図の建築物と対応させ、建築確認申請等法的手続きの有無（手続きがある場合については、その内容）を記入してください。なお、未手続きの建築物等がある場合には始末書（実印及び印鑑証明書添付）。
 - ・地目が農地である場合は、農地法（非農地証明等）の手続きが必要となります。
 - ・道路の境界は確定させておいてください。また、道路占有許可等が必要な場合は、許可等を得てください。
 - ・新築、増築等にかかわらず土地改良区にて流末排水同意について協議が必要かを確認してください。（所管される土地改良区については、農政課にて確認してください。）